

○ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第四条 法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為を行う場合において、顧客に対し、法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社報告書及び法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社半期報告書が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないこと。</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第四条 法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>（新設）</p>